

ベビーシッター利用支援事業のご案内

就労の有無にかかわらず、ベビーシッターを利用した際の利用料について、一部を助成する制度です。このたびより多くの方に当該事業を利用していただけるよう、助成の対象年齢を拡大し、就学前のこどもまで利用可能となりました。

➤ **対 象 者:**広陵町に在住し、対象児童を養育する以下のいずれかの保護者

- (1) 保育認定の有無や所得にかかわらず、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的にベビーシッターの育児支援等を必要とする方
- (2) ベビーシッターにより対象児童を共同で保育することを必要とする方

➤ **対象児童:**広陵町に在住の就学前児童

➤ **助 成 額:**1人につき1回あたり5,000円を超える利用料が発生した場合、3,000円を助成

※対象児童1人につき、同一年度内で72,000円を上限とします。

※助成の対象となる利用料には、入会金・会費・交通費・キャンセル料・保険料・おむつ代などの実費等、サービス提供に付随する料金を除きます。

※こども家庭庁のベビーシッター利用割引券や勤務先の福利厚生などによる割引、他の補助金等の助成を受けている場合は、本事業の助成対象外になります。

➤ **利用方法:**

Step1

利用前、さわやかホール2階・子育て総合支援課で事前登録をしてください。

※利用者証の交付には一週間程度かかりますので、利用予定日から余裕を持って申請してください。

Step2

広陵町との委託事業者の中からサービスを受ける事業者を選び、ご自身で利用申込をください。サービス利用時、利用料は一度全額を事業者にお支払いしてください。

Step3

利用後、広陵町ベビーシッター利用費助成金交付申請書に必要書類を添えて、さわやかホール2階・子育て総合支援課で助成金の申請をください。

※助成金の申請は必ず当該年度内に行ってください。

➤ **利用可能な事業者:**随時更新されますので、町のホームページをご確認ください



広陵町 HP

育児支援

ベビーシッターさんに、子育てのお手伝いをお願いしてみませんか？

外出支援

保護者が病院や買い物に行く際の付き添いなど

送迎支援

園や習い事への送り迎えなど

家事支援

炊事・洗濯・掃除など



お問い合わせ:0745-55-6119